



保育所等における送迎用バスへの安全装置 設置費用について補助を実施します。

保育所等における通園時送迎用バスの安全装置設置義務化を受け、桐生市内の保育所等に対し、安全装置設置費用について補助を実施します。

国において、令和5年6月までの設置を推奨していることから、桐生市においても、速やかに事業を開始し、早期設置を促します。

- 事業名 保育所等安全対策支援事業
- 対象施設 通園時に使用するバスを保有する市内保育所等6園
- 補助内容 設置が義務付けられた送迎用バスへの安全装置設置費用
※設置する安全装置は、国土交通省が定めた「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合する安全装置とする。
- 補助金額 送迎用バス1台当たり 17万5千円（上限）
- 申請手続 ①桐生市から該当する施設に対して申請書等を送付
②安全装置設置後、交付申請書等を申請窓口に提出
※詳細は桐生市ホームページに掲載予定
- 受付期間 令和5年4月中旬から令和6年3月31日
- 申請窓口 子育て支援課（保健福祉会館1階）



【問い合わせ】
子どもすこやか部子育て支援課
担当 子ども施設係 山田
TEL 0277-47-1156